

山梨県公報

第千二百五十三号

平成十三年

十二月二十日

木曜日

目次

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………六六一

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………六六一

告示

保安林の指定の予定(五件)……………六六三

土地収用事業の認定……………六六五

道路の区域変更(三件)……………六六六

建築基準法に基づく道路位置指定(四件)……………六六六

公告

国土調査の成果の認証……………六六七

家畜商講習会の開催……………六六八

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六六八

開発行為に関する工事の完了について……………六六八

公安委員会

遊技機の型式の検定……………六六八

技能検定員等審査の実施……………六七〇

その他

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………六七〇

規則

山梨県規則第八十六号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天野 建

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中、「及び第二十八条の五」を削る。

第一号様式及び第二号様式中

	株	数	額面金額の総額
		株	円

を

	株
--	---

に改める。

	株	数
--	---	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第八十七号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天野 建

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県公害防止条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第八号を次のように改める。

八 ポリ塩化ビフェニル

第六条に次の一号を加える。

二十四 ふつ素及びその化合物

第七条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。
第三十条第八号を次のように改める。

八 ポリ塩化ビフェニル

第三十条第二十五号中「**弗素**」を「**ふつ素**」に改め、同条に次の二号を加える。

二十六 ほう素及びその化合物

二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

別表第一の二の1の(四)中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

別表第四の一の2の(一)中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に、

その化合物 **一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム** を

セレン及びその化
ふつ素及びその化

化合物 **一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム**

に改め、同表の一の2の(一)の備

合物
新設にあつては、**一リットルにつきふつ素
一ミリグラム**
既設にあつては、**一リットルにつきふつ素
五ミリグラム**

考に次のように加える。

- 「新設」とは、昭和五十一年四月一日の後において設置される指定工場をい
い、「既設」とは、昭和五十一年四月一日において現に設置されている指定工
場及び一の工場又は事業場が指定工場となつた際現にその工場又は事業場を設
置している指定工場をいう。
- ふつ素及びその化合物に係る規制基準は、一日当たりの平均的な排水の量
が二十立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用し
ない。

別表第四の一の2の(二)中

クロム含有量	〇・五
弗素含有量	一

を

クロム含有

量 **〇・五** **一** に改め、同表の一の2の(二)の備考1中「備考1」の下に「及
び3」を加え、同表の一の2の(二)中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備
考3とし、備考5を備考4とする。

別表第四の二の3の(一)中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に、

その化合物 **一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム** を

セレン及びその化
ふつ素及びその化

化合物 **一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム**

に改め、同表の二の3の(一)の備

合物
新設にあつては、**一リットルにつきふつ素
一ミリグラム**
既設にあつては、**一リットルにつきふつ素
一五ミリグラム**

考を次のように改める。

備考

- 別表第四の一の2の(一)の備考1及び2の規定は、この規制基準について準用
する。
- 「新設」とは、昭和五十一年四月一日の後において特定施設が設置される工
場又は事業場をい、「既設」とは、昭和五十一年四月一日において現に特定
施設が設置されている工場又は事業場（その際特定施設の設置の工事をしてい
るものを含む。）及び一の施設が条例の特定事業場となつた際現にその施設を
設置している工場又は事業場（その際特定施設の設置の工事をしているものを
含む。当該工場又は事業場が「新設」の工場又は事業場となつている場合に
あつては、新設とする。）をいう。
- ふつ素及びその化合物に係る規制基準は、新設であつて一日当たりの平均的
な排水の量が二十立方メートル未満であるもの及び既設であつて一日当たり
の平均的な排水の量が五十立方メートル未満であるものから排出される排出
水については、適用しない。

別表第四の二の三の(二)中

クロム含有量	〇・五
鉍含有量	一

を「クロム含有

量 〇・五 二

に改め、同表の二の三の(二)の備考1中「並びに同表の一の二の(二)の備考3及び4」を「、同表の一の二の(二)の備考2及び3の規定並びに同表の二の三の(一)の備考2」に改め、同表の二の三の(二)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第二条

山梨県公害防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第六条に次の二号を加える。

二十五 ほう素及びその化合物
二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

別表第四の一の二の(一)中

ふつ素及びその化合物	新設にあつては、一リットル 一ミリグラム
既設にあつては、一リットル 五ミリグラム	

につきふつ素
につきふつ素

を

ふつ素及びその化合物	新設にあつては、一リットルにつき 一ミリグラム
既設にあつては、一リットルにつき 五ミリグラム	
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一〇ミリグ ラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素 四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 窒素の合計量一〇〇ミリグラム

に改め、同表の一の二の(一)の備考4中「適用しない」を「一リットルにつ

ふつ素
ふつ素
ラム
に〇・
硝酸性

きふつ素八ミリグラムとする」に改める。

別表第四の二の三の(一)中

ふつ素及びその化合物	新設にあつては、一リットル 一ミリグラム
既設にあつては、一リットル 五ミリグラム	

につきふつ素
につきふつ素

を

ふつ素及びその化合物	新設にあつては、一リットルにつき 一ミリグラム
既設にあつては、一リットルにつき 八ミリグラム	
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一〇ミリグ ラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素 四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 窒素の合計量一〇〇ミリグラム

に改め、同表の二の三の(一)の備考3中「及び既設であつて一日当たりの平

ふつ素
ふつ素
ラム
に〇・
硝酸性

均的な排出水の量が五十立方メートル未満であるもの」を削り、「適用しない」を「一リットルにつきふつ素八ミリグラムとする」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は平成十四年一月一日から、第二条の規定は平成十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

山梨県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

東山梨郡牧丘町大字室伏字大洞三〇二四、三〇四二の二、大字北原字篤久保四一〇九、四一〇〇、四一一一、勝沼町深澤字西久保三七〇七の三、三七〇八の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

東山梨郡三富村上釜口字西ノ平三五の二、四九の一、五三の五、川浦字雷七六一の二、七六三の三、七六四の二、大字川浦字雷七六一の三、七六一の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字西ノ平三五の二・四九の一・五三の五・字雷七六一の二・七六一の三・七

六四の二（以上六筆）について次の図に示す部分に限る。〕、七六一の五、七六三の三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び三富村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

北都留郡上野原町桑久保字極樂一六三九、一六四〇の一、一六四一、一六四二の一、一六四三、小菅村字小米沢三八七、東山梨郡大和村初鹿野字当平四四九〇の一、四四九一の一（次の図に示す部分に限る。）、字赤あぎ四四一〇の二、四四二の二、四四一三の二、四四一四の二、三富村上釜口字長畑七七の二〇、七八の一、八四の三、九二の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字極樂一六三九・一六四〇の一・一六四一・一六四二の一・一六四三・字小米沢三八七・字当平四四九一の一・字赤あぎ四四一〇の二・四四一三の二・四四一四の二・字長畑七七の二〇・七八の一・九二の六（以上十三筆）について次の図に示す部分に限る。〕
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡下部町清沢字細尾八〇一、八〇二、常葉字山口山七六五七、南巨摩郡身延町帯金字鳶澤四三三七から四三五一まで、四三五五、四三五六、鯉沢町西風尾六〇八二、芝山六〇八三、中富町大字飯富字崩八三七、八四〇、八四一、字大石八六七、八六八、字南栗沢九〇一から九〇三まで、九〇六から九〇八まで、九一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細尾八〇二、字山口山七六五七・字鳶澤四三三七から四三五一まで・四三五五・西風尾六〇八二・芝山六〇八三・字崩八三七・八四一・字大石八六七・八六八・字南栗沢九〇二・九〇三・九〇六・九〇七（以上一六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町大字内船字大林一四五四一、一四五四二、字清水一四六九七、一四六九八、一四七〇四から一四七〇六まで、字東ノ峯一三六二五、一三六二七、一三六二八、字都覗一三七〇四、一三七〇五、西八代郡上九一色村古関字大川三三五、字飯田六六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大林一四五四一・字清水一四六九七・一四六九八・字東ノ峯一三六二五・一三六二八・字大川三三五・字飯田六六一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 起業者の名称

足和田村

- 二 事業の種類
足和田村根場浜駐車場、公衆トイレ等整備事業
- 三 起業地
収用の部分 南都留郡足和田村大字西湖字根場地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
足和田村役場観光振興課

山梨県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡若草町大字加賀美字十二枚三三八番の一地先から 中巨摩郡若草町大字加賀美字十二枚三二四八番の一地先まで	六・〇 六・六	六・六 七・〇	四一・四	四一・四

山梨県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桃園市之瀬線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡櫛形町大字曲輪田字井詰九九六番の一地先から 中巨摩郡櫛形町大字曲輪田字井詰一〇二四番の一地先まで	一三・〇 一七・〇	一三・〇 一七・〇	二八・〇	二八・〇

山梨県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
北都留郡上野原町大字桐原字北原七四四番地先から 北都留郡上野原町大字桐原字小桐原一〇四四番地先まで	一〇・〇 一三・六	五・四 一七・六	八四九・〇	七三一・〇

山梨県告示第五百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
北都留郡上野原町上野原字砂原四千九百五十二番一、四千九百五十二番二、四千九百五十二番三

百五十二番四、四千九百五十二番十三、四千九百五十三番三、四千九百五十三番四、及び四千九百五十四番五

二 道路の幅員

四・〇〇メートル

三 道路の延長

六十五・一三メートル

山梨県告示第五百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

北都留郡上野原町上野原字六貫目三千七百五十八番一、三千七百五十九番一

二 道路の幅員

最大 八・〇メートル 最小 四・〇メートル

三 道路の延長

二〇・二五メートル

山梨県告示第五百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

中巨摩郡若草町下今井字堀金三百五十五番二十九、三百七十一番一

二 道路の幅員

最大 六・〇三メートル 最小 六・〇〇メートル

三 道路の延長

七十七・三三メートル

山梨県告示第五百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

都留市厚原字牛石千十七番四

二 道路の幅員

六・〇〇メートル

三 道路の延長

三十八・三メートル

公 告

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十三年十二月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 調査を行った者の名称

富沢町、敷島町及び市川大門町

二 調査を行った時期

富沢町 平成十年十月三十日から平成十二年三月三十一日まで

敷島町 平成十一年八月二十七日から平成十三年三月二十九日まで

市川大門町 平成十一年十一月四日から平成十三年三月二十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

富沢町大字福土の一部地区

敷島町大字吉沢の一部地区

市川大門町大字山家の一部地区

五 認証年月日

平成十三年十二月十日

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成十三年十二月二十日

- 一 開催の日時及び場所
山梨県知事 天野 建

- 1 日時
平成十四年二月二十六日（火）及び同月二十七日（水） 午前九時から午後五時三十分まで

- 2 場所
甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館一階会議室

二 講習の内容

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
2 家畜の品種及び特徴 四時間
3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
三 受講手続
受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真（受講前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの）一枚をはり付けた家畜商講習会受講申請書を、平成十四年二月十五日（金）までに山梨県農政部畜産課に提出すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 その他

- 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込み、講習会当日、会場で実費配布する。
2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五 二三七 一一一内線五二五六番）に問い合わせること。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十二月二十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 天野 建

東八代郡石和町四日市場字白山町一六八三の一、一六八三の四、一六八四、一六八五の一、一六八五の二、一六八六の一、一六八六の二及び一六八七並びに字矢蔵下町一六〇六及び一六〇七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道路	次の図のとおり

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び石和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東八代郡石和町四日市場千七百十八番地 太東商事株式会社 代表取締役 山下征士

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年十二月二十日

- 山梨県知事 天野 建
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市下吉田字堀内二七二五の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田千二百四十八番地 渡邊君江 渡邊純三 渡邊二三子

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律昭和二十二年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十二月十九日までとする。

平成十三年十二月二十日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入者名	検定番号
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	遊技機の種別及び区分	C R 柔キ ツズ極編 X 1	京楽産業株式会社	一〇〇五一七
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中川区中砂町一四番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)種特別電動役物	C R あど べん隊 Z 2	株式会社まさむら遊機	一〇〇四九九
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	イチゲキ	株式会社大都技研	一四〇五五六
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目五番一〇二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	キングアオ ブフアイ	株式会社アリストクライトテ	一四〇五三二
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目五番一〇二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	トリプル シユータ 1 2	株式会社アリストクライトテ	一四〇五三三
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県伊勢原市鈴川七番地	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	リトル ルク Z	株式会社オーイズミ	一四〇五四二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	デカナナ 3	ベルコ株式会社	一四〇三四七

株式会社メイシー販売 代表	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	サンダー	株式会社	一四〇五四一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	C R フイ I BAR とぎラン DSP	株式会社三共	一〇〇五〇二
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	C R 巨人 の星 L	株式会社高尾	一〇〇四六一
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第三)種特別電動役物	C R ギン ギンタク A シー1号	豊丸産業株式会社	一二〇四六〇
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	0 1 V ジンテ 3	ベルコ株式会社	一四〇五二二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	1 V ジンテ	ベルコ株式会社	一四〇五二〇
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	サルカニ	ベルコ株式会社	一四〇四六九
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	ムシントウ	ベルコ株式会社	一四〇四二二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 二番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第五)種特別電動役物	デカナナ 3 0	ベルコ株式会社	一四〇三三八

取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	規則第六条第 二号(別表第 五)	V2R	メーシー 販売	
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オオタコ スロ	株式会社 ミズホ	一四〇五三二
株式会社メーシー販売 代表 取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目 一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	バクチョ ウ30	株式会社 メーシー 販売	一四〇五〇九

技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下、「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下、「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下、「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十三年十二月二十日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

一 審査の種類

- 1 技能検定員審査
 - 大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各技能検定員審査
 - 2 教習指導員審査
 - 大型、普通、大特、大自二、普自二及びけん引自動車の各教習指導員審査
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時
 - 平成十四年一月二十一日(月)及び一月二十五日(金)
(午前九時から午後四時まで)
 - 2 審査場所
 - 山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター
- 三 受付期間及び場所
 - 1 期間
 - 平成十三年十二月二十一日(金)から平成十四年一月十六日(水)まで

- 2 場所
 - 山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査
 - 技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査
 - 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
 - 一 普通
 - 二万五百円
 - 二 普通以外の種類
 - 一万四千七百五十円
- 2 教習指導員審査
 - 一 普通
 - 一万二千五百円
 - 二 普通以外の種類
 - 九千八百五十円
- 六 その他
 - 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする種類を運転することが出来る運転免許証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

その他

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年十二月二十日

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会議長 保坂 武

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式6（2）及び別記第二号様式6（2）中

銘柄	株数
	株

額面金額の総額	摘要
円	

を

銘柄	株数	摘要
	株	

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番